

平成17年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

食品衛生法第24条第1項の規定により定めた平成17年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施結果について下記のとおり概要を取りまとめましたので公表します。

1 監視指導体制及び監視指導対象施設について

食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第39条第1項に規定する食鳥検査員の任命・指定状況については、表1のとおりです。また、食品に係る試験検査体制及び保健所別監視指導対象施設の状況については、表2及び表3のとおりです。

表1 食品衛生監視員・と畜検査員・食鳥検査員の配置状況

実施機関	担当課	担当係	食品衛生監視員	食鳥検査員	と畜検査員
郡山保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	5名	3名	—
葛城保健所	生活衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	5名	2名	—
桜井保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	6名	2名	—
吉野保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	3名	1名	—
内吉野保健所	衛生課	衛生係	5名 (内4名兼務)	1名(兼務)	—
保健所			24名 (内4名兼務)	9名 (内1名兼務)	—
食品衛生検査所	市場 食品検査課	食品検査係	4名		—
	食肉検査課		13名(兼務)	13名(兼務) 7名(嘱託)	13名(兼務)

表2 食品に係る試験検査体制

実施機関	担当課等	試験検査の実施内容
保健環境研究センター	食品化学チーム 生活化学チーム	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の理化学検査等
	ウイルス・細菌 チーム	食中毒菌、ウイルス等の微生物検査等
食品衛生検査所	食肉検査課	食肉中の微生物及び動物用医薬品の検査等
	市場食品検査課	食品添加物等の理化学検査及び食中毒菌等の微生物検査等
桜井保健所	検査課	食中毒菌等の微生物検査等

表3 保健所別監視指導対象施設の状況

実施機関	食品衛生法関係	施設数	食鳥処理法関係	施設数
郡山保健所	許可	5,179	(小規模認定)	11
	届出	5,441		(10)
葛城保健所	許可	3,880	(小規模認定)	8
	届出	2,294		(8)
桜井保健所	許可	4,896	(小規模認定)	10
	届出	4,507		(10)
吉野保健所	許可	1,388	(小規模認定)	3
	届出	1,475		(3)
内吉野保健所	許可	1,017	(小規模認定)	2
	届出	955		(2)
合計	許可	16,360	(小規模認定)	34
	届出	14,672		(33)

2 監視指導結果について

(1) 食品等事業者に対する監視指導の実施状況

食品衛生法第30条第2項の規定に基づき表3の対象施設（許可施設：16,360施設、届出施設：14,672施設）に対する立入検査の実施状況は、表4-1及び表4-2のとおりです。

表4-1 許可を要する施設に対する監視指導の状況

業種	監視回数(回/年)	施設 B	監視数 C	監視率(%)	
	A			C/(A×B)×100	
法違反等行政処分施設	平成16年度、食中毒の発生施設	3.0	8	19	79.2
	その他、行政処分等を受けた施設	3.0	1	1	33.3
大規模広域流通食品製造・加工施設及び大規模流通施設		3.0	42	171	135.7
飲食店のうちふぐの取扱い施設		1.0	154	87	56.5
許可を要するもの	飲食店	1.0	3,819	2,405	63.0
	一般食堂・レストラン等	1.0	19	32	56.1
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	770	1,216	79.0
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	23	72	104.3
	旅館・ホテル(食品等提供しない施設を除く)	2.0	301	391	65.0
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	5	9	60.0
	〃 (食品等提供しない施設)	0.2	5	0	0.0
	簡易宿所(食品等提供しない施設を除く)	1.0	149	90	60.4
	その他	0.2	3,546	2,007	283.0
	《簡易》飲食店(自動販売機を除く)	0.2	169	188	556.2
	〃 (自動販売機)	0.2	203	195	480.3
	菓子(パンを含む)製造業	1.0	961	1,179	122.7
	菓子(パンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る)	0.2	26	12	230.8
	《簡易》菓子製造業	0.2	52	36	346.2
	乳処理業	2.0	1	2	100.0
	乳製品製造業	2.0	5	12	120.0
	集乳業	1.0	1	1	100.0
	魚介類販売業	1.0	589	1,035	175.7
	〃 (調理加工を行わない魚介類の販売に限る)	0.2	460	371	403.3
	魚介類せり売り営業	0.2	4	5	625.0
	魚肉ねり製品製造業	2.0	13	132	507.7
	食品の冷凍又は冷蔵業	1.0	24	134	558.3
	かん詰又はびん詰食品製造業	1.0	26	37	142.3
	喫茶店営業	0.2	81	45	277.8
	《簡易》喫茶店営業(自動販売機を除く)	0.2	28	10	178.6
	〃 (自動販売機)	0.2	1,177	320	135.9
あん類製造業	1.0	8	9	112.5	
アイスクリーム類製造業	1.0	17	28	164.7	
〃 (ソフトクリームサーによる営業に限る)	0.2	108	113	523.1	
〃 (HACCP施設)	3.0	1	6	200.0	
乳類販売業	0.2	1,715	1,504	438.5	
食肉処理業	2.0	40	147	183.8	
食肉販売業	1.0	398	988	248.2	
〃 (調理加工を行わない包装食肉のみの販売に限る)	0.2	706	472	334.3	
食肉製品製造業	2.0	9	120	666.7	
乳酸菌飲料製造業	2.0	2	0	0.0	
みそ製造業	1.0	35	34	97.1	
醤油製造業	1.0	27	32	118.5	
ソース類製造業	1.0	11	11	100.0	
酒類製造業	1.0	45	24	53.3	
豆腐製造業(包装豆腐(充填豆腐)の製造施設に限る)	2.0	4	26	325.0	
〃	1.0	87	137	157.5	
納豆製造業	1.0	1	1	100.0	
めん類製造業	1.0	162	113	69.8	
〃 (小分け包装のみの製造に限る)	0.2	30	14	233.3	
そうざい製造業	1.0	152	385	253.3	
添加物(法第11条第1項)製造業	2.0	19	15	39.5	
清涼飲料水製造業	2.0	38	42	55.3	
冰雪製造業	0.2	4	5	625.0	
冰雪販売業	0.2	14	10	357.1	
移動業種	飲食店	0.2	83	16	96.4
	菓子製造業	0.2	34	5	73.5
	魚介類販売業	0.2	85	20	117.6
	喫茶店営業	0.2	4	1	125.0
	乳類販売業	0.2	19	3	78.9
	食肉販売業	0.2	45	13	144.4
計		16,360	14,230	132.0	

表4-2 許可を要しない施設に対する監視指導の状況

業種	監視回数(回/年)	施設	監視数	監視率(%)	
					A
許可を要しない	学校	1.0	112	24	21.4
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	66	73	55.3
	病院・診療所	1.0	65	63	96.9
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	15	10	33.3
	事業所	1.0	104	3	2.9
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	13	5	19.2
	その他	1.0	587	336	57.2
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	13	9	34.6
	乳搾取業	1.0	163	0	0.0
	GPセンター	1.0	4	8	200.0
	食品製造業	0.2	866	430	248.3
	野菜果物販売業	0.2	2,226	1,281	287.7
	そうざい販売業	0.2	1,223	1,257	513.9
	菓子(パンを含む)販売業	0.2	3,508	1,476	210.4
	食品販売業(上記以外)	0.2	5,158	1,670	161.9
	添加物(法第11条第1項を除く)の製造業	0.2	3	2	333.3
	添加物の販売業	0.2	207	49	118.4
	冰雪採取業	0.2	0	0	-
	器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業	0.2	339	264	389.4
	計		14,672	6,960	176.0

(2) と畜検査の実施状況
 と畜場法第14条の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査の実施状況については、表5のとおりです。

表5 と畜検査の実施状況

種別	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
	肉用	乳用	小計						
検査数									
検査頭数	2,633	1,083	3,716	2	0	5,249	15	0	8,982
処分状況	禁止								
	全部廃棄		9			12			21
	一部廃棄		2,229	2	0	4,850	10	0	7,091

※「とく」とは、生後1歳未満の子牛

(3) BSEスクリーニング検査等の実施状況
 牛海綿状脳症対策特別措置法第7条の規定に基づくと畜場における牛海綿状脳症(BSE)の検査及びと畜場法施行規則に基づくめん羊及び山羊に係る伝達性海綿状脳症(TSE)の検査の実施状況については、表6-1及び表6-2のとおりです。

表6-1 BSEスクリーニング検査の実施状況

検査区分	検査数	生後30ヶ月未満		合計
		生後30ヶ月以上	生後21ヶ月未満	
検査頭数	2,220	1,324	174	3,718
BSE陽性	0	0	0	0
BSE陰性	2,220	1,324	174	3,718

表6-2 TSEスクリーニング検査（12ヶ月齢以上）の実施状況

	めん羊	山羊
TSE陽性	0	0
TSE陰性	6	0

*平成17年10月1日から法改正により検査開始

- (4) 食鳥検査の実施状況
 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく食鳥検査の実施状況については、表7のとおりです。

表7 食鳥検査の実施状況

種類		ブロイラー（特殊鶏）	成鶏
検査羽数		13,777	530,994
処分状況	解体禁止	108	1,763
	全部廃棄	22	3,924
	一部廃棄	7	2,943

※大規模食鳥処理施設における検査数

(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8のとおりです。

表8 収去検査の実施状況

食品等分類	予定数	検査区分	保健所収去				市場収去			
			検 体	不適検体	項 目	不適項目	検 体	不適検体	項 目	不適項目
弁当・そうざい等 (給食施設の提供食品含む)	231	使用基準	197	12	12	0	61	11	51	0
		県指導基準			583	12			183	15
		その他			93	0			121	2
漬物	22	使用基準	16	4	28	0	10	1	24	0
		衛生規範			13	4			8	1
		その他			7	0			42	0
食鳥肉・食肉製品等	36	成分規格	26	17	114	0	10	0	20	0
		使用基準			3	0			16	0
		その他			78	21			38	6
魚介類等	96	成分規格	32	3	52	0	118	0	110	0
		使用基準			14	0			118	0
		暫定的規制値			0	0			24	0
		県指導基準			40	2			40	0
		その他			86	3			393	4
清涼飲料水	6	成分規格	6	0	26	0	0	0		
		その他			2	0				
氷菓・アイスクリーム類等	18	成分規格	18	2	28	2	0	0		
		その他			16	1				
乳及び乳製品	7	成分規格	7	0	86	0	0	0		
		使用基準			2	0				
豆腐類	38	県指導基準	31	3	48	3	15	1	30	1
		その他			0	0			24	1
冷凍食品	6	成分規格	2	0	4	0	4	0	8	0
		その他			0	0			8	0
めん類	34	使用基準	16	0	12	0	15	1	0	0
		衛生規範			39	0			45	1
		その他			0	0			15	0
菓子類	42	使用基準	31	8	38	0	11	0	34	0
		衛生規範			30	6			0	0
		指導要領			4	0			4	0
		県指導基準			45	3			24	0
		その他			0	0			8	0
青果類	42	成分規格	10	0	910	0	29	0	2549	0
		使用基準			0	0			16	0
野菜・果実加工品	14	その他	0	0			9	0	36	1
		使用基準							28	0
缶詰・瓶詰食品	4	成分規格	0	0			4	0	4	0
		使用基準							4	0
卵(液卵を含む)	13	成分規格	10	0	22	0	8	0	2	0
		その他			17	1			39	2
食品添加物・調味料 ・みそ等	21	成分規格	10	0	10	0	11	0	0	0
		使用基準			36	0			46	0
		その他			4	0			41	0
輸入食品	6	成分規格	8	0	2	0	0	0		
		使用基準			6	0				
栄養機能食品	2	規格基準	2	0	2	0	0	0		
アレルギー物質	0	その他	5	0	8	0	0	0		
遺伝子組換え食品	18	その他	(18)	0	18	0	0	0		
割りばし	10	監視通知	10	0	50	0	0	0		
ふきとり検査(設備器具等)	214	その他	0	0			217	0	824	19
合 計	880		437	49	2588	58	522	14	4977	53

(検査区分)

成分規格と使用基準：食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準：規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

暫定的規制値：食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領：食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。

県指導要領：食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導要領」を定め、指導している項目。(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定しているものもある。)

その他：上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。

(6) 農産物等モニタリング検査について
 奈良県産の農産物等を対象として残留有害物質モニタリング検査の実施状況については、表9のとおりです。

表9 農産物等モニタリング検査の実施状況

食品等分類	検査区分	保健所収去			
		検体	不適検体	項目	不適項目
かき	成分規格 (残留農薬)	9	0	819	0
なす		6	0	546	0
いちご		5	0	455	0
椎茸		3	0	273	0
茶		3	0	273	0
トマト		3	0	273	0
うめ		2	0	182	0
スティックセニョール		1	0	91	0
ダイコン		1	0	91	0
チンゲンサイ		1	0	91	0
にがうり		1	0	91	0
ねぎ		1	0	91	0
はくさい		1	0	91	0
ブロッコリー		1	0	91	0
ほうれんそう		1	0	91	0
まな		1	0	91	0
			40	0	3640

91農薬について、一斉分析を行った。

(7) 不良食品の発生状況について
 食品衛生法第6条、第11条、第19条及び第20条の規定による不良食品の発生状況については、表10のとおりです。

表10 不良食品の発生状況

食品分類等	第6条				第11条				第19条	第20条	その他	計
	腐敗 変敗	有毒 有害	微生物	異物 混入	成分 規格	製造 基準	保存 基準	添加 物 使用	表示 違反	誇大虚偽 表示・広 告	有症 苦情 等	
食 品	1 菓子類			2	9				3		5	19
	2 乳及び乳製品				2	3					1	6
	3 食肉及び食肉製品										4	4
	4 魚介類及びその加工品	2			4						4	10
	5 冷凍食品											
	6 清涼飲料水					1					4	5
	7 調味料類							1	1			2
	8 豆腐及びその加工品											
	9 めん類				5						1	6
	10 惣菜及びその半製品	1		1	6						6	14
	11 漬物											
	12 鯨肉製品											
	13 弁当				4						6	10
	14 果実・野菜及び茶	2			1							3
	15 その他の製品				10						19	29
食品添加物及びその製剤												
器具及び容器包装												
合計	5		3	41	4		1	4		50	108	

- (8) 一斉取締りの実施について
 ア 厚生労働省が示す方針を踏まえて行った、食品、添加物の食品一斉取締り（夏期、年末）として、施設に対する監視、食品の検査を行いました。結果については表 1 1 のとおりです。

表 1 1 一斉取締りの結果

		夏期	年末
許可施設	平成17年度末現在施設数	16,360	16,360
	立入検査延べ施設数	4,894	2,626
	施設基準違反	1	4
	管理運営基準違反	26	2
	製造基準違反	1	0
	表示基準違反	1	1
届出施設	平成17年度末現在施設数	14,672	14,672
	立入検査延べ施設数	1,973	1,834
	施設不備	0	0
	食品取扱不良	2	1
	表示基準違反	1	0
食品の検査	検査件数	162	74
	腐敗・変敗等（第6条違反）	0	1
	成分規格違反（第11条違反）	0	0
	表示違反（第19条違反）	0	0
	要領等に基づく違反	0	4

- イ 奈良県下5カ所の保健所（葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野）の食品衛生監視員が、観光地を中心に食品衛生許可施設の927施設、届出施設の524施設に対して立ち入り調査を行いました。結果については表 1 2 のとおりです。

表 1 2 観光地一斉取締りの結果

	許可施設への立入数	届出施設への立入数	施設指導件数	表示違反発見数
4月	0	0	0	0
5月	186	79	0	0
6月	31	7	0	0
7月	124	25	0	0
8月	175	28	0	0
9月	83	21	0	0
10月	134	43	0	0
11月	38	25	0	0
12月	0	185	0	0
1月	18	6	0	0
2月	11	17	0	0
3月	127	88	0	0
	927	524	0	0

- 3 食中毒の発生状況について
 平成17年度の食中毒発生状況の概要は、表 1 3 のとおりです。
 また、食中毒関連調査として実施した細菌・ウイルス検査の実施状況は、表 1 4 のとおりです。

表 1 3 食中毒の発生状況

No.	発生日	保健所	原因施設	摂食者数	患者数	原因物質	事後措置
1	6/26	内吉野	飲食店（一般食堂）	9	4	カンピロバクター・シジモニ	営業停止（1日間）
2	7/24	葛城	家庭	5	5	サルモネラ・エンテリテイディス	
3	10/16	桜井	飲食店（仕出し屋）	不明	82	ノロウイルス	営業停止（4日間）
4	11/10	桜井	中学校（調理実習室）	62	25	カンピロバクター・シジモニ	衛生指導
合計 4件					116		

表14 食中毒関連調査における細菌・ウイルス検査の実施状況

月	検体数					検体数 合計	検査 項目数	食中毒原因菌等
	郡山 ^{HC}	葛城 ^{HC}	桜井 ^{HC}	吉野 ^{HC}	内吉野 ^{HC}			
4月	16		3	26	94	139	366	カンピロバクター、ウエルシュ菌、ノロウイルス(GII)
5月	1				17	18	135	カンピロバクター
6月	100		3		23	126	409	黄色ブドウ球菌、サルモネラ、カンピロバクター
7月	12	8	6			26	101	ウエルシュ菌、サルモネラ、ノロウイルス(GII)
8月	11	4	11			26	103	サルモネラ
9月					7	7	12	黄色ブドウ球菌
10月	17		102			119	559	サルモネラ、ノロウイルス(GII)
11月	8		11			19	73	ノロウイルス(GII)
12月	7	6	18			31	84	ノロウイルス(GI、GII)
1月	4	2	9			15	71	ノロウイルス(GII)
2月	3	7	6			16	66	ウエルシュ菌、黄色ブドウ球菌、ノロウイルス(GII)
3月	5					5	24	ノロウイルス(GII)
合計	184	27	169	26	141	547	2,003	

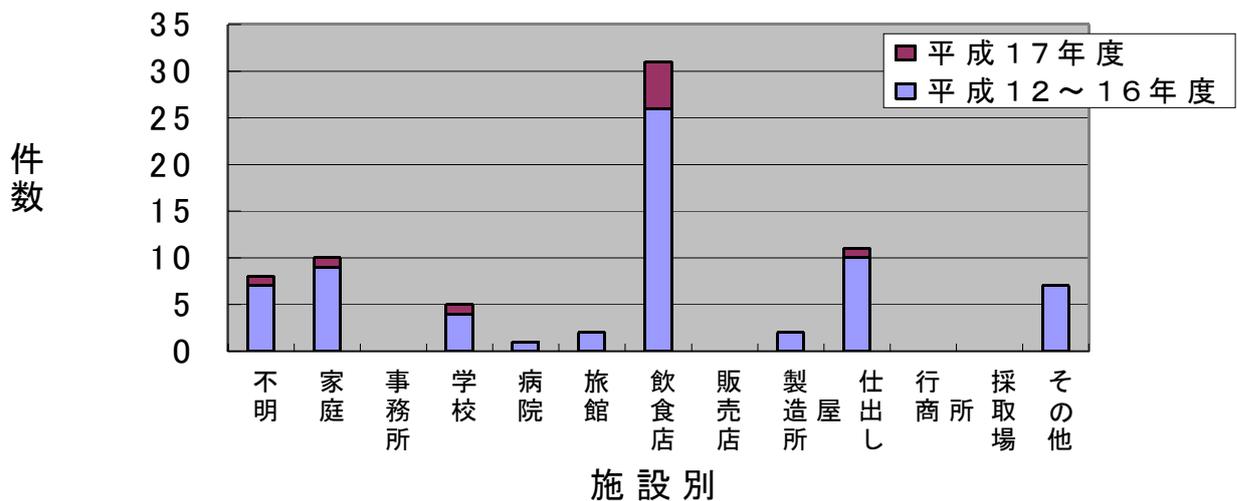
※食品、拭き取り及び検便等を含む。また、県外からの調査依頼分を含む。

(参考)

食中毒（施設別）の発生状況（過去5年及び17年度）

施設	不明	家庭	事務所	学校	病院	旅館	飲食店	販売店	製造所	仕出し屋	行商	採取場所	その他	合計
平成12～16年度	7	9	0	4	1	2	26	0	2	10	0	0	7	68
平成17年度	1	1	0	1	0	0	5	0	0	1	0	0	0	9

※奈良市を含む



食中毒（原因物質別）の発生状況（過去5年及び17年度）

原因	不明	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	病原大腸菌	カンピロバクター	セレウス菌	ボツリヌス菌	ウエルシユ菌	エルシニア	ナグビヴリオ	その他の細菌	メタノール	化学物質	ウイルス	植物性自然毒	動物性自然毒	混合汚染	合計
平成12～16年度	6	11	3	19	7	6	2	0	1	1	0	0	0	0	12	0	0	0	68
平成17年度	2	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	9

※奈良市を含む



4 食品衛生に係る講習会等の開催状況について

食品衛生法第3条第1項において、食品等事業者自らの責務として販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得等が求められていることを踏まえ、各保健所が実施した各種講習会の開催状況については、表15のとおりです。また、食品衛生責任者の養成状況については、表16のとおりです。

表15 食品衛生に係る講習会の開催状況

講習内容	対象者別	開催数	参加人数
①食中毒の予防対策について ②食品衛生について ③食品表示について ④食品添加物について ⑤健康食品について ⑥食の安全・安心について ⑦衛生課の業務等について ⑧食品衛生責任者講習会	消費者	11	1,110
	事業者・給食関係者等	68	3,130
	学 生	7	167
合 計		93	4,407

表16 食品衛生責任者の養成状況（認定者含む。）

実施管内	受講者数	延べ受講者数	認証者数	延べ認証者数
	H17.4.1～H18.3.31		H17.4.1～H18.3.31	
郡山保健所管内	138	6,464	112	778
葛城保健所管内	194	7,281	91	777
桜井保健所管内	210	9,076	91	737
吉野保健所管内	33	2,008	10	153
内吉野保健所管内	0	1,590	19	116
奈良市保健所管内	292	14,422	166	1,435
合 計	867	40,841	489	3,996

5 食品関連の相談状況について

奈良県食品・生活相談センター、食の安全・消費生活相談窓口及び各保健所の食の安全相談窓口に寄せられた食品関連の相談状況は、表17-1 のとおりで食品分類別の状況は、表17-2 のとおりです。

表17-1 食品関連の相談状況

年 月	食品・生活相談センター及び 食の安全・消費生活相談窓口	各保健所 食の安全相談窓口
平成17年 4月	21件	22件
平成17年 5月	27件	9件
平成17年 6月	32件	18件
平成17年 7月	31件	15件
平成17年 8月	23件	19件
平成17年 9月	32件	18件
平成17年10月	25件	23件
平成17年11月	28件	18件
平成17年12月	20件	15件
平成18年 1月	17件	23件
平成18年 2月	32件	13件
平成18年 3月	19件	23件
計	307件	216件
合計	523件	

表17-2 食品分類別相談状況

分類コード	食品分類	相談件数	分類コード	食品分類	相談件数
B10	食料品一般	36	B32	菓子類	32
B21	穀類	22	B33	飲料	46
B22	魚介類	27	B34	酒類	9
B23	肉類	24	B40	調理食品	59
B24	乳卵類	12	B51	健康食品	143
B25	野菜・海草	33	B52	食料品その他	26
B26	油脂・調味料	25	その他		5
B31	果物	24	合 計		523

6 表彰の実施状況について

衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設等について、各保健所が実施した表彰の実績は、表18のとおりです。

表18 表彰の実施状況

表彰区分		表彰実績（保健所別）						計
		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	
厚生労働大臣表彰	食品衛生優良施設							0
	食品衛生功労		1		1		1	3
	調理師関係功労							2
知事表彰	食品衛生優良施設	1	1					2
	食品衛生功労	5	3	3	1	1	3	16
	調理師関係功労		1					1
所長表彰	食品衛生優良施設	9	12	7	8	5	—	41
	食品衛生功労			4		1	—	5
合計		15	18	14	10	7	4	68 (70※)

※調理師関係功労を含む。

7 食品衛生指導員による食品衛生巡回指導実施状況について

社団法人奈良県食品衛生協会の事業として実施した食品衛生指導員による自主的衛生管理の向上を目的とした巡回指導及び助言指導の実施状況は、表19のとおりです。

表19 食品衛生指導員の巡回指導実施状況

管内	郡山 保健所	葛城 保健所	桜井 保健所	吉野 保健所	内吉野 保健所	奈良市 保健所	計
食品衛生指導員数	168	87	113	66	44	58	536
活動食品衛生指導員数	161	85	102	65	42	54	509
活動延日数	2,626	1,738	2,841	1,423	945	734	10,307
巡回指導施設数	9,886	4,689	6,430	3,579	2,597	2,056	29,237